

「令和5年度第2回環境影響評価審議会総会」(本日開催)における  
「(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業」環境影響評価書に係る事業者説明  
(日本イコモス国内委員会からの要請書に関する審議会への回答内容の説明)について

**本回答内容のポイント**

令和5年4月27日および本日の環境影響評価審議会総会にて、審議会からの要請に基づく日本イコモス国内委員会からの要請書で指摘の全58項目に対する回答内容の説明を全て実施いたしました。

1. 日本イコモス国内委員会指摘の誤り及び虚偽はなく、環境影響評価書に記載の評価・予測に変更は生じません。
2. 全58項目の内、「指摘自体に事実と異なる内容が含まれるもの」が約半数、「考え方や解釈の違いに基づく指摘」が約半数であり、評価・予測内容としては正当なものとなります。

令和5年1月30日の環境影響評価審議会総会(以下「審議会総会」)において、イコモスからの要請書での指摘に対し審議会総会へ回答を求められており、同年4月27日に開催された令和5年第1回審議会総会において全58項目中37項目までの内容を説明いたしました※。本日開催された令和5年第2回審議会総会において、残りの21項目についても説明し、全58項目の回答内容に関する説明を終えましたのでお知らせいたします。

本日および令和5年第1回審議会総会にてご説明の通り、イコモスからの要請書で指摘の全58項目について誤りおよび虚偽はないことを確認しており、評価書に記載の評価・予測に変更は生じません。

なお、神宮外苑地区まちづくりに向けた「(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業」に係る事業段階環境影響評価の手続きについては、令和5年1月10日付環境影響評価書(以下「評価書」)を提出し、同年1月20日付告示により完了しており、同年1月30日付着工の届出が公告されております。

事業者といたしましては、上記の通り事業段階環境影響評価手続きについては完了しておりますが、評価書に基づき、今後も審議会総会および各関係機関への報告・協議をしながら、適切に本計画を進めてまいります。加えて、皆様のご理解を得られますよう、住民向け説明会について開催方法等を検討いたします。また、プロジェクトサイト等を通じ、継続してより丁寧かつ積極的な情報発信を進めてまいります。

※「「令和5年度第1回環境影響評価審議会総会」(令和5年4月27日開催)における「(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業」環境影響評価書に係る事業者説明(日本イコモス国内委員会からの要請書に関する審議会への回答内容の説明)について」は以下をご参照ください。

URL : [https://www.jingugaienmachidukuri.jp/pdf/jingugaienmachidukuri\\_news\\_2023041427.pdf](https://www.jingugaienmachidukuri.jp/pdf/jingugaienmachidukuri_news_2023041427.pdf)

■ **イコモスからの指摘概要(全58項目、本日審議会総会では通し番号38~58を説明)**

イコモスからの要請書は、以下5つの事項・全58項目から構成され、主なイコモス指摘は以下の通りです。

1. 生物・生態系の現況調査における科学的調査手法の誤りと虚偽の報告について(通し番号1~28)

イコモス指摘：調査地点が存在しない、調査箇所数が不十分、樹木分類が誤っている等。

2. 生物・生態系の「予測」における誤りと虚偽の報告について(通し番号29~51)

イコモス指摘：予測手法の見直しが必要、緑地の「一部改変」という記載は虚偽である等。

3. いちよう並木の現状報告における事実を隠蔽した資料の提出と虚偽の報告(通し番号52)

イコモス指摘：枯損が生じているいちようにつき審議会や評価書で説明しておらず、虚偽である等。

4. 評価書の「環境に及ぼす影響の評価の結論」における虚偽の報告について(通し番号53~57)

イコモス指摘：生態系の拠点とネットワークが破壊される等。

## 5. 事業者が提示している緑の割合とオープンスペースの割合について（通し番号 58）

イコモス指摘：緑の割合やオープンスペースの割合は減少する、ほぼ変わらない等。

### ■イコモス指摘に対する事業者説明

- ・本日説明いたしました 21 項目中、9 項目は指摘自体に事実と異なる内容が含まれており、改めて事実関係について説明しております。

(例)・「植物群落は大量に破壊されるため、植物群落の変化の内容や程度が小さいとの予測は虚偽」との指摘（通し番号 37）

→「樹木の保全・移植・新植を通じた樹林及び生態系の復元により緑地環境の保全を図る計画であり、虚偽ではない」

- ・「樹木の種類が誤っている」との指摘（通し番号 44）

→「群落調査で詳細な群落構造を確認して記載しており、誤りではない」

- ・「目標とする将来の生態系が記載されていない」との指摘（通し番号 47）

→「群落調査の結果を踏まえ、再生復元する生態系について評価書内に記載している」

- ・「中央広場周辺は明るく開放的な緑地景観とはなりえず、虚偽の報告である」との指摘（通し番号 51）

→「適度な樹木の粗密配置により、明るい林床空間が創出される計画である」等

- ・本日説明いたしました 21 項目中、12 項目は考え方や解釈の違いに基づく指摘であり、評価書における考え方と正当性について説明しております。

(例)・「イコモスの独自調査により著しい枯損が生じていることが明らかになったいちょう 6 本について、評価書で説明を行っていないため、評価書は虚偽である」との指摘（通し番号 52）

→「いちょうの活力度調査は樹木医資格を保有した調査員が実施しており、結果（6本のいちょうの活力度 A）に誤りはない」

- ・「いちょうの保全に係る科学的データについて、事業者の調査が評価書で提示されていない」との指摘（通し番号 52）

→「4 列のいちょう並木の保全について、評価書に記載している。工事前の根系調査、調査結果を踏まえた施設計画の調整、さらに工事の施工中及び完了後の一定期間のモニタリング、保育管理などにより、いちょうの健全性が損なわれないよう十分配慮する計画である」

- ・「貴重な「生態系の回廊（エコロジカル・コリダー）が破壊される」との指摘（通し番号 53）

→「樹木の保存・移植・新植により、緑と生態系のネットワークを維持する計画である」等

### 【事業者によるイコモス指摘及び事業者回答の分類（通し番号 38~58）】

イコモス指摘			事業者説明	
事業者による分類項目	該当通し番号	小計	事実と異なる内容が含まれる	考え方や解釈が異なる
・調査地点及び調査区域に関する指摘	-	-	-	-
・調査手法に関する指摘	-	-	-	-
・樹木分類に関する指摘	44	1項目	1項目	0項目
・評価書の記載有無に関する指摘	45,47	2項目	2項目	0項目
・虚偽との指摘	38,39,40,43,49,51	6項目	5項目	1項目
・その他	41,42,46,48,50,52,53,54,55,56,57,58	12項目	1項目	11項目
合計	-	21項目	9項目	12項目

本日の審議会総会にて使用したイコモスからの要請書に対する事業者説明資料は、以下より参照ください。

「日本イコモス国内委員会からの要請書に関する審議会への回答内容の説明（通し番号 38~58）」

URL：[https://www.jingugaienmachidukuri.jp/pdf/jingugaienmachidukuri\\_news\\_2023051813-2.pdf](https://www.jingugaienmachidukuri.jp/pdf/jingugaienmachidukuri_news_2023051813-2.pdf)

## ■イコモス指摘の全 58 項目に関するまとめ

- ・令和 5 年度第 1 回審議会総会及び第 2 回審議会総会にて説明を行った全 58 項目について、イコモス指摘の誤り及び虚偽はなく、評価書に記載の評価・予測に変更は生じません。
- ・全 58 項目の内、「指摘自体に事実と異なる内容が含まれるもの」が約半数、「考え方や解釈の違いに基づく指摘」が約半数であり、評価・予測内容としては正当なものとなります。

イコモス指摘			事業者説明	
事業者による分類項目	該当通し番号	小計	事実と異なる内容が含まれる	考え方や解釈が異なる
・調査地点及び調査区域に関する指摘	1,2,3,4,11,14,20,32	8項目	4項目	4項目
・調査手法に関する指摘	13,27	2項目	項目	2項目
・樹木分類に関する指摘	6,7,8,9,10,12,16,17,18,30,44	11項目	9項目	2項目
・評価書の記載有無に関する指摘	5,15,19,21,22,25,45,47	8項目	5項目	3項目
・虚偽との指摘	23,31,33,34,35,36,37,38,39,40,43,49,51	13項目	7項目	6項目
・その他	24,26,28,29,41,42,46,48,50, 52,53,54,55,56,57,58	16項目	4項目	12項目
合計	-	58項目	29項目	29項目

以上